

4. 「出生後休業支援給付金」の創設 (R7.4.1～改正)

「出生後休業支援給付金」は、**雇用保険**に加入している従業員が、**両親ともに**、**14日以上**の育児休業を取得する場合に、通常の「育児休業給付金 (**67～50%**) 」と合わせて、最大で**28日間**「**13%**を上乗せして支給」される制度です。

※企業規模や従業員の雇用形態は問いません。

※ひとり親、専業主婦（夫）などの事情がある場合は、申立てにより支給されます。

※「育児休業給付金（67～50%）」は、原則として、子の1歳の誕生日の前日まで支給されます。

※育児休業期間中の「社会保険料の免除」も申請すると、休業前の手取りの10割相当額が支給されることになります。

対象者	支給額	支給期間
雇用保険 に加入している従業員 両親ともに 14日以上 の育児休業を取得	通常の「育児休業給付金 (67%) 」 + 「 13% の上乗せ」	休業期間の日数 【上限 28日間 】

